

審 査 申 立 書

2014年1月 日

東京第一検察審査会 御中

本申立書は、以下の通りの構成とする。

- 1 申立人
- 2 罪名
- 3 不起訴処分年月日
- 4 不起訴処分をした検察官
- 5 被疑者
- 6 被疑事実の要旨
 - (1)虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪について
 - (2) 偽証罪について
- 7 審査申立ての理由
8. 以前の審査に関しての看過できない問題点と重大な新証言の出現
9. 審査申立人、証人の尋問について

1 申立人

別紙申立人目録記載のとおり

2 罪名

虚偽有印公文書作成罪(刑法第156条)及び同行使罪(同法第158条)
偽証罪 (同法第169条)

3 不起訴処分

平成24年6月27日 (最高検刑第172号、同第173号、同第174号)

4 不起訴処分をした検察官

最高検察庁検察官検事 中村孝

5 被疑者

田代政弘 46歳 (元法務総合研究所付検事)
佐久間達哉 56歳 (法務総合研究所国連研修協力部部長)
木村匡良 51歳 (東京高等検察庁検事)

6 被疑事実の要旨

(1)虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪について

被疑者田代政弘、同佐久間達哉、同木村匡良は、東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり、同庁が受理、あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが、平成22年2月4日、同庁が不起訴処分を行った衆議院議員小澤一郎に対する政治資金規正法違反事件に関し、東京第五検察審査会において、同不起訴処分に対して審査の申立てが行われ、起訴相当とする議決が行われたことを受けて、同庁において、同事件の再捜査の一環として、同事件の関係者である衆議院議員石川知裕の取調べを行い、その結果を、捜査報告書として同部部長等に報告するに当たり、行使の目的で、同人が取調べで供述した事実がないのに、同人が、「私が、『収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません。』などと言い張っていたら、検事から、『貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではなく、石川知裕という個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われたんですよね。これは結構効いたんですよ。それで堪えきれなくなって、小沢先生に報告しました、了承も得ました、定期預金担保貸付も

ちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよ。」「色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの 供述を維持するということで、供述調書を作ってもらって結構です。」と供述した旨同報告書に記載した上、同報告書に署名押印し、もって、共謀の上、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を東京第五検察審査会に送付させ、これを行使したものである。

(2) 偽証罪について

被疑者田代政弘は、平成23年12月15日、東京都千代田区霞が関一丁目1番4号東京地方裁判所104号法廷において、小沢一郎こと小澤一郎に対する政治資金規正法違反被告事件につき、証人として宣誓の上証言した際、被疑者田代の作成に係る平成22年5月17日付け捜査報告書中に、同日の石川知裕に対する取調べにおいて実際には存在しなかったやり取りが記載されていることについて、同日の取調べ状況に関する記憶とその約4か月前における上記石川勾留中の取調べ状況に関する記憶が混同した事実がなく、かつ、上記石川が自らの勾留中の取調べ状況について記した著書が上記報告書作成時には出版されていなかったにもかかわらず、「この日の取調べについて、一言一句記録しているわけではありませんので、思い出し思い出し捜査報告書を作成しました。その中で、勾留中に石川さんと話していること、それから、保釈後に石川さんが著書中で言っていることなどについて記憶があって、それに関連するようなことを5月17日の取調べの中でも話題に上がっていたために、若干記憶が混同してですね、整理して書いてしまったといったことはあるかと思えます。」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証したものである。

7 審査申立ての理由

この審査については、すでに申立てが行われたではないかと思われるかもしれませんが、しかし、私たちは、種々の事情によって、告発には参加したものの、検察審査会への申立には参加しなかった者たちです。

その私たちが、なぜ、いま、改めて、審査申立に及んだかと言いますと、**前回の審査において、看過できない問題があった**ということと、**その審査の後になって、新証拠といえる重大な新事実が明らかになった**からです。

私たちは、平成22年に起こった大阪地検の郵便不正事件をめぐる検察官の証拠改竄という不祥事に際して、検察の刑事処分の在り方に疑問を感じ、そのようなやり方では、失われた検察への信頼を回復し、健全な法治国家を実現することはできないと考えた市民が集まって結成した、政治色も宗教色もない、ゆるやかな団体です。

その後、平成23年12月、検察審査会の議決を受けて起訴された小沢一郎氏に対する陸山会事件公判で、再び、検察をめぐる重大な不祥事が明らかになりました。

検察審査会の起訴相当議決を受けて検察が再捜査する過程で行われた石川知裕氏の取調べに関して、政治資金収支報告書についての小沢氏への報告・了承に関して、実際の取調べのやり取りとはまったく異なる捜査報告書が作成され、それが検察審査会に提出されて審査資料とされ、小沢氏を起訴すべきとする議決にも引用されていたという、驚くべき事実でした。

市民の代表として、検察官の不起訴処分を審査すべき検察審査会の議決が、事実
に反する虚偽の報告書によって誘導されていたとすれば、まさに法治国家の存立そのものを危うくする重大な問題だと思い、我々は、検察の対応に注目していましたが、この件が法廷で明らかになったにもかかわらず、検察が、自ら、この問題に関する調査や捜査を行う動きは一向にありませんでした。

そこで、私たちは、捜査報告書を作成した田代政弘元検事を虚偽有印公文書作成・同行使の事実で告発し、さらに、田代元検事がこの件で、法廷で明らかな偽証を行ったことから偽証罪で、さらにこの件が田代元検事一人の独断による犯行とは到底思われ
ないことが明らかになったことから、上司についても関連する事実で告発したものです。

その後、一昨年2月17日の東京地裁の陸山会事件の公判でも、田代元検事の取調べ方法は、利益誘導や圧力などによるもので「このような取調べ方法は、違法不当なものであって、許容できないことは明らかである。」と指摘され、田代元検事が作成した石川氏の供述調書の証拠請求を却下する決定が下されただけでなく¹、「田代検事が公判で供述する説明内容にも、深刻な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。」と公判での田代元検事の偽証にまで明確に言及され²、また、4月26日に出された判決では、「検察官が、公判において証人となる可能性の高い重要な人物（石川氏）に対し、任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、その取調べ状況について事実
に反する内容の捜査報告書を作成した上で、これらを検察審査会に送付するなどということは、あつてはならないことである。」「検察官が任意性に疑いのある方法で取調べを行って供述調書を作成し、また、事実
に反する内容の捜査報告書を作成し、これらを送付して、検察審査会の判断を誤らせるようなことは決して許されないことである。（中略）、本件の審理経過等に照らせば、本件においては事実
に反する内容の捜査報告書が作成された理由経緯等の詳細や原因の究明等については、
検察庁等において、十分調査等の上で対応がなされることが相当であるというべきである。」と虚偽の捜査報告書を作成して検察審査会の判断を誤らせる行為が厳しく断罪され³、検察による調査を求める異例の判示が行われたことで、私たちも、意を強くしました。

¹ 別添資料7 「東京地裁決定が認定した平成22年5月17日の取調べ状況（決定要旨2～5頁）」参照

² 別添資料8 東京地裁決定が認定した勾留中の取調べ状況（決定要旨7～13頁）」参照

³ 別添資料9 平成24年4月26日政治資金規正法違反被告事件判決要旨

しかも、この直後の平成24年5月3日に、この田代報告書や石川氏の取調べの録音記録の反訳書を含む一連の証拠文書の実物のコピーが、インターネット上に流出したことによって、私たちを含め、誰でもが、問題になっていた報告書や取調べの全貌を把握することが可能になりました。私たちは、これらの実物を見て、改めて、検察で作成された一連の報告書の虚偽性・悪質性に、愕然としたのです。

この虚偽有印公文書作成及び行使の事件の最大の問題は、田代報告書と実際の取調べは、その具体的会話の内容の比較においても、また、取調べの全体的な状況の比較においても、まったく似ても似つかないものであったということです。

すなわち、石川議員が、平成22年5月17日の取調べで、勾留中の供述の訂正を求め、小沢議員に対する報告が3月にはなかったことを懸命に説明しているにもかかわらず、田代元検事は、供述を変更すると小沢氏が検察に起訴されて、かえって不利な結果になるかのような見通しを述べて、勾留中の供述を維持するように執拗に説得した挙げ句、田代元検事が勝手に作文した供述調書に署名させただけというのが実態だったのです。ところが、田代報告書の内容は、その取調べに問題はまったくなく、理想的、模範的な取調べの経過で、石川議員が関与を自分から認めたかのような内容で、問答形式まで使ったリアリティにあふれたものでした。検察は、そのような虚偽の報告書を検察審査会に送っておきながら、それを弁護側に開示せずに隠し通そうとし、これが、裁判所の勧告によって指定弁護士から開示されて、公判で問題になると、今度は「記憶の混同」などというありえない言い訳で罪を逃れようとしたという、悪質である一方、単純かつ明快な事案なのです。

この田代報告書と録音記録を比較しただけで、田代元検事が虚偽の捜査報告書を故意に事実と反するものとして作成したことや、それを「記憶の混同」で説明した田代元検事の公判での証言が嘘であることは明らかで、そのことは、別添資料1「田代報告書と石川議員反訳対照表」で詳細に比較対照を行っていることで一目瞭然です。

また、別添資料2「実際の取調べ状況対照表」を見て頂ければこの5月17日の取調べにおいて、石川議員に事実と反する調書に署名をさせるために、田代元検事がどれほどの脅しやだましを使っているのか、田代報告書に書かれているような模範的な取調べとは似ても似つかない取調べのやり方で、石川氏に供述調書に署名をさせていることも明らかです。

さらに平成24年6月4日、当時の小川敏夫法務大臣が、退任会見において、「捜査報告書は検事の記憶違いではない。ほぼ全部が架空なんです」「ようするに田代検事の勘違いというのは、とうてい考えられない。」「私自身は指揮権の発動と言うことも決意し」とまで発言されました。裁判官・検察官・弁護士の法曹三者を経験された法曹資格者の小川元大臣が、田代報告書や反訳書の現物を見て、素人の私たちと同じようにお思いになったことがわかり、一層意を強くしました。

小川元大臣は、その後、朝日新聞出版から「指揮権発動」という本を出版され、この問題にさらに厳しく言及されています。

言うまでもなく、これらの証拠書類を検討することで、後に述べるように、佐久間及び木村についての共犯の疑いも極めて濃厚であるといえます。

(これらの証拠書類の実物は、すでに出版物として広く流布されており、「田代報告書」は、郷原信郎「検察崩壊」(毎日新聞社出版)巻末資料集2に、また、「石川議員録音反訳書」は、前述の小川敏夫「指揮権発動」(朝日新聞出版)181ページ以後にありますので、是非、直接、ご参照ください。)

しかし、それにもかかわらず、最高検は、この問題に関して、すみやかに厳正な捜査どころか、「記憶の混同」などという、常識的にあり得ない弁解を丸呑みし、本人が否認しているというだけの信じられない根拠で、嫌疑不十分または嫌疑なしの不起訴処分としたのです。

この不起訴処分の具体的理由については、平成24年6月27日に最高検が報道関係者に記者会見と共に配布した「国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反事件の捜査活動に関する捜査及び調査」(以下「最高検報告書」という。)によって、説明されているとされますが、この処分および報告書は、その配布直後から、各社の報道でも、「身内に甘すぎる処分」「とても言葉を補うとか、補正するとかいうレベルではない」「検察の信頼の回復はない」と厳しい批判を浴びたほどの、ひどい内容でした。⁴

すなわち、この最高検報告書は、田代報告書と5時間にも及ぶ石川氏の取調べの反訳書の中から、わずかに一致する「ヤクザ」という語句などを拾い出してきて、その単語があるから、むりやりに「実質的には相反するものではない」「記憶の混同は不自然とは言い難い」とこじつけたもので、なんの合理性もないでした。

まさに、起訴権限を独占する検察庁が、その権限を、身内を守るために私物化したこと、まさに自浄作用を完全に失っていることを露呈したとしかいいようのないものでした。

この最高検報告書は郷原信郎「検察崩壊」(毎日新聞社出版)巻末資料集1にそのまま掲載されており、また、添付資料5で、詳細に、その矛盾点を比較検討しておりますので、ごらんください。

何よりも驚いたことには、この最高検の報告書においては、田代元検事が書き加えた実際に存在しない場面などが、田代元検事と石川議員の間に「勾留中に同様の会話が合ったため混同した」「共通の認識があった」ことから、身振りや手振りで理解し合っているため、「相反性がない」とされているということです。

⁴ 別添資料10「不起訴に関する各紙新聞報道、社説等」

そこで、当会から、当事者である石川知裕議員に実際にそのような共通の認識や勾留中の会話があったのかを確認したところ、驚いたことに、最高検は、当事者である石川氏の聴取を全く行っておらず、新聞で不起訴の見通しが報じられた後の5月上旬になって、聴取の要請をしてきたため、石川氏側が「不起訴の体裁」を整えるための聴取だと判断して聴取を拒否したということでした。そこで私たちは、石川議員に質問状を送り、この、田代元検事の取調べの状況などについて、回答書を頂きました。（別添資料6「石川議員回答書」）。

また、この回答書を補強するものとして、この取調べの状況については、別添資料1の「検察崩壊」の中での郷原信郎弁護士と石川氏との対談の中でも明らかになっています。

それによりますと、田代元検事の記憶が混同するような勾留中のやり取りは存在せず、また、最高検の報告書に書かれているような「共通認識」などなかったとのことでした。

そして、この申立に、第一検察審査会は「不起訴不当」という議決をされました。しかし、まさに、看過できない問題が発覚したのは、その後のことでした。

8. 以前の審査に関しての看過できない問題点と重大な新証言の出現

まず、この「不起訴不当議決」が出た直後、審査補助員であった澤新氏が、2つの点について、到底、審査補助員として適当とは思われない人物であることが明らかになり、また、その選任の過程が不透明であったことです。

審査補助員の澤新弁護士は、検察高官出身であるだけではなく、自らの検察高官の地位・権力によって私的利益を図ったことが疑われる不祥事（具体的には、身内の2億円にも及ぶ脱税に際し、検察の封筒を使って調査を非難する手紙を出したほか、電話でも抗議するなど、税務当局に圧力をかけたことが問題になった）で、「その地位を不当に使ったのではないかと疑いが生じる恐れがあり、不適切な行為」として大問題になったにもかかわらず、戒告処分という、ごく軽い処分だけで辞職した（すなわち、退職金も満額受領しての退職です）人物でした。

いわば検察に対して、脛に傷を持っている人物であったうえ、小石川高校で三年間にわたり、該当事件に関係する小沢一郎衆議院議員と同級生でした。これは、そのときの人間関係によっては審査補助員としての職務遂行の公正さに影響を与える事実ですが、東京弁護士会では、澤弁護士を推薦するにあたり、「適切かつ公正に推薦」（会規2条1項）することを担保するため、澤弁護士に対し、問題の事件について補助弁護士を忌避すべき事由があるか否かの確認を行わず、また、澤弁護士も、上記同級生

であった旨の申告をしなかったことを認めました。また、東京弁護士会では、常議員会や推薦委員会にかけるとも招集することもなく、会長と副会長だけで決定したことも明らかになりました。このことはマスコミにも取り上げられ、問題視されています。⁵

さらに、この不起訴不当議決後、検察で再捜査がなされているはずの時期に、共同通信で、「田代検事再不起訴の見通し」という報道⁶が流れただけではなく、肝心の石川議員への聴取はおこなわれることはありませんでした。

それだけではありません。実は、検察審査会の不起訴不当議決が出た翌日に、読売新聞は「最高検は再捜査して改めて処分を決めるが、再び不起訴にするとみられる」と書いています。⁷

また、聴取を受けた前田恒彦元検事は、その後、Yahoo! ニュースにおいて、「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告書事件に対する隠ぺい捜査の実態とは」と題して、三回にわたって、この田代検事の捜査をおこなった中村孝主任検事が、田代検事とは同期の仲の良い検事であったことや、田代に起訴議決を何とか出させないように審査員を誘導する目的で、前田氏の証言した内容と異なる調書を作成したこと、具体的には、「(供述調書は)明らかなルール違反であり、前日の取調べ後、この翌日の取調べまでの間に、私のあずかり知らないところで作文されたものにほかならなかった。しかも、既に検察庁の正式な供述調書用紙に印刷し終えた『完成版』であり、大幅な追加や訂正など事実上不可能なものとなっていた。」ことなどを暴露されました。⁸

すなわち、検察は、そもそも検察審査会を騙すために虚偽報告書を提出したことが問題視されての告発及び申立てであったにもかかわらず、検察審査会に起訴議決を出させないために、最大限の努力をして大量の資料を作り、あまつさえ、またもや審査員を騙すために事実と異なる報告書を作ったというのです。

しかも、目論見通り、起訴議決ではなく、不起訴不当議決であったことをいいことに、なんの反省もなく、それ以上の捜査などせず不起訴にするつもりであったことも、明らかだったということなのです。

⁵ 別添資料11 補助弁護士の疑惑を報道する東京新聞記事

⁶ 別添資料12 再度の不起訴への見込みを報道する共同通信の配信記事

⁷ 添付資料8 読売新聞2013年8月1日記事

⁸ 別添資料13 Yahoo! ニュース 2013年8月10日～9月24日 前田恒彦「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告書事件に対する隠ぺい捜査の実態とは(1)～(3)」

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20130810-00026785/>

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20130914-00027799/>

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/maedatsunehiko/20130924-00028245/>

検察の権限は強大であるがゆえに、検察は常にその権限の行使には慎重であるべきであり、また、その強大な権限を持ち、公益の代表者であるべき検察官の犯罪は、より厳正に捜査され、処罰されるべきであるし、また、検察審査会の決議は重みを持って受けとめられるべきとすると私たちは考えましたが、しかし実態はまったく逆であり、検察審査会は愚弄され、その決議は軽んじられて、検察官の犯罪は隠蔽され、なかったことにされたわけです。

実際、これだけの事件を起こした田代政弘氏は、検察を辞職はしましたが、懲戒免職ではありませんので、満額の退職金を受け取って、大企業に法務職員として天下りしており、木村検事は無傷で検察に留まり、また、上司として実際にすべての指示を下していたのではないかと目されただけではなく、自ら虚偽の内容を含む報告書を作っていたことまで明らかになっている佐久間元部長に至っては、ぬけぬけと新潟地検検事正に「栄転」しているという事実も、皆さんに知っておいて頂きたい事実です。

また、佐久間部長の上司で、明らかにこれらの報告書すべてを確認していたはずの大鶴元東京地検次席は、任意の取調べを拒否したため、一回の取調べすら受けていません。

私たちが望んでいるのは、田代検事個人を刑務所に入れたいとか、有罪にしたいという憎しみや反感ではありません。むしろ、田代検事も、上から命令されただけの被害者であるかもしれません。しかし、田代検事が起訴議決を受けることで、裁判の場に出て、真実を話してくれることで、検察上層部が必死で握りつぶし、うやむやにしようとしている巨大な不祥事を明らかにし、本当の犯罪者は誰であったのかを、法廷で明らかにすることができるのです。

田代検事が単に命令されていただけで、ほとんど彼の意志ではなかったのであれば、裁判で執行猶予判決なり、無罪判決が出ることでしょう。しかし、その場合は、本当の虚偽文書作成の犯人が明らかになる時です。それを暴くことができる可能性を持つのは、皆様だけであることを、ここで改めて、強調させていただきたいと思います。

検察が、正当な捜査・調査を行わず、隠蔽しようとする以上、唯一、それを是正することができるのは、検察審査会の審査員の皆さんです。そして、この件については、是非、前田恒彦検事および石川知裕元衆議院議員を証人として尋問を行い、改めて、市民の代表である皆さんが真っ当な常識・良識をもって議決をされることで、裁判によって、真実を明らかにしていただきたいと考えるのです。

今回の一連の事件について、最高検報告書で書かれている不起訴理由が、法律の専門家の目から見ても、全く成り立たない不当なものであるというのが、当会に協力して頂いている法律家の方々の一致した見解です。法律家の方々の見解は、別紙「最高検報告書の不当性と本件の明白性」で詳細に述べられている通りです。検察の方では、何とかして不起訴処分を維持しようとなりふり構わず、検察審査員の方々を説得に

かかるものと思いますが、同資料から、最高検報告書の内容が、具体的に、どう問題であり、どのような論拠により、審査申立て事実について犯罪の嫌疑が明白であるのかご理解頂けるものと思います。

8. 審査申立人、証人の尋問について

検察審査会法には「審査申立人及び証人を呼び出し尋問することができる」（法37条）、また、「相当と認める者の出頭を求め、法律その他の専門的事項に関し助言を徴することができる」（法38条）という規定があります。

今回の審査にあたっては、今回の問題が、法治国家の根本に関わる問題であることを理解して頂き、適切にご判断を頂くため、是非、同規定を活用して頂きたいと存じます。田代元検事の虚偽公文書作成に関して、もっとも重要な証人であるにもかかわらず、検察が聴取を行わなかった石川知裕議員についても、是非、尋問を実施して、直接、話をお聞き頂きたいと存じます。

また、この件に関して、陸山会事件の件についても、また、田代検事の虚偽報告書の件についても重要な証人である前田恒彦元検事は、Facebookの自身のページで、「私が公の場に出て何かを語る機会は、検察審査会による証人尋問（検察審査会法37条）しかないと考えているし、もし検審から要請があれば、全面的に協力するつもりだ。」と、明言しています。⁹

ぜひ、検察の一方的な説明だけを聞くのではなく、石川氏、前田氏の尋問を行っていただきたいとともに、この検察庁の組織ぐるみの犯罪の前では、「不起訴不当」の決議は、確実に、検察はまともに捜査をしないで「不起訴」でしか応えてこないことを前例として胸に刻み、検察に愚弄されることなく、皆様の手で、隠された真実を裁判で明らかにしていただきたいと願います。

検察審査会こそが、唯一、「検察」を「審査」することができる存在であるということ、すなわち、検察が間違いを起こしたときに、それを正すことができる唯一の存在としての、在るべき誇りある姿を示していただきたいと思います。

以上

⁹ 別添資料14 前田恒彦Facebook 2013年8月18日

<https://www.facebook.com/MaedaTsunehiko/posts/512929398781477>

添付書類

別紙「最高検報告書の不当性と被疑者らの嫌疑の明白性」

最高検報告書で書かれている不起訴理由は、まともな法律の専門家の目から見れば、全く成り立ちえない不当なものであるというのが、当会に協力して頂いている多くの法律家の方々の一致した見解です。この法律家の方々の見解を、法律論や実務の見地から、詳細に述べたものです。

別添資料1 郷原信郎「検察崩壊」毎日新聞社

巻末資料1として、最高検報告書、巻末資料2として田代報告書が収録されています。

別添資料2 小川敏夫「指揮権発動」朝日新聞出版

181ページから、石川氏録音反訳書が収録されています。

別添資料3「田代報告書と石川議員反訳対照表」

石川議員録音反訳書（添付資料6）は、5時間にも及ぶ取調べを記録したもので、一読しただけでは、その意味するところを正確に把握することは簡単ではないと思われまので、申立人らにおいて、田代報告書の記載が全体として、5月17日の取調べとは全くの別物＝虚偽であることを一覧できるようにするため、田代報告書の各記載と実際の取調べ録音を比較対照した表を作成しました

別添資料4「実際の取調べ状況対照表」

同上の理由により、田代報告書には記載されていない部分において、5月17日の取調べにどれほどの問題があり、裁判所から問題を指摘されているかを、わかりやすく一覧できるように、申立人らにおいて、実際の取調べの問題点を列記した表を作成しました

別添資料5「最高検報告書対照表」

最高検報告書が、重箱の隅をつついたような性格のものであるため、それに対して一つ一つの反駁を加えることは、必要以上に申立書を長大にし、全体の要旨が不明確になる可能性があり、また、まさしくそのこと自体が、最高検報告書の意図のひとつであると考えられることから、この最高検報告書が、細部においても、すべて矛盾と曲解によるものであることが、わかりやすく一覧できるように、申立人らにおいて、最高検報告書の矛盾点を列記した表を作成しました

別添資料6「石川議員回答書」

私たちは、当事者である石川知裕議員に質問状を送り、まさに、田代元検事の取調べの状況などについて質問をしたところ、回答書を頂きました。一瞥しただけでも、田代検事の取調べの状況やその際の石川氏の発言が、最高検報告書に書かれているようなものではないことは明らかです。

別添資料7 「東京地裁決定が認定した平成22年5月17日の取調べ状況（決定要旨2～5頁）」

東京地裁が、取調録音（別紙資料6）に基づいて、石川氏に対する5月17日の取調べは違法不当なものであって、許容できないと認定し、同日の石川氏の供述調書を任意性・特信性がないとして証拠却下した理由が書かれている箇所。田代報告書は、この取調状況について虚偽の報告をした文書です。

別添資料8 「東京地裁決定が認定した勾留中の取調状況（決定要旨7～13頁）」

東京地裁が、平成22年1月の石川氏の勾留中の取調においても、田代の法廷での供述に反し、利益誘導・圧力・ごまかしなどによって、勾留中の石川氏の供述調書の任意性・特信性を否定している箇所。この中で、裁判所は、田代報告書が事実と反するものであること、それが記憶の混同によるものであるという田代元検事の供述は信用できないこと、（記憶の混同の前提として）勾留中の取調べにおいて田代報告書にあるようなやり取りがあった旨の田代元検事の公判供述には深刻な疑いがあることも判示しています。

別添資料9 「平成24年4月26日政治資金規正法違反被告事件判決要旨」

陸山会事件判決文の中で、東京地裁が、東京地検特捜部の捜査方法の問題や、組織的背景に言及し、経過や原因の究明の捜査がなされるべきであると説明した箇所

別添資料10 「不起訴に関する各紙新聞報道、社説等」

別添資料11 補助弁護士の疑惑を報道する東京新聞記事

別添資料12 再度の不起訴への見込みを報道する共同通信の配信記事

別添資料13 Yahoo! ニュース 2013年8月10日～9月24日 前田恒彦 「マスコミが報じない陸山会・虚偽報告書事件に対する隠ぺい捜査の実態とは(1)～(3)」

別添資料14 前田恒彦Facebook 2013年8月18日